

別紙

波佐見町防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪に対する抑止力の向上や安全で安心なまちづくりの推進を図るため、防犯カメラの設置に要する費用の一部について、予算の範囲内において防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、波佐見町補助金等交付規則（昭和59年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、防犯カメラとは、犯罪に対する抑止力向上のため、公道その他不特定多数の者が往来する公共の場を常時撮影するために屋外に設置された映像撮影記録装置であって、個人住宅その他所有財産の管理目的及び特定個人の監視目的に設置されるものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 郷自治会
- (2) 保育所、認定こども園、放課後児童クラブを運営する法人又は団体
- (3) 病院、診療所等の医療機関を運営する法人又は団体
- (4) 障害者福祉施設等の障害者支援を主たる目的とする法人又は団体
- (5) 老人福祉施設等の高齢者支援を主たる目的とする法人又は団体
- (6) 介護福祉施設等の介護支援を主たる目的とする法人又は団体
- (7) 協同組合、商工会を運営する法人又は団体
- (8) 前各号に掲げる団体等に準ずる法人又は団体等として、町長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は、補助対象者としないものとする。

- (1) 一般企業、営利を主たる目的とする団体等
- (2) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等
- (3) 宗教活動又は政治活動を行う団体等
- (4) 過去2年間に当該補助金の交付を受けた者（ただし、町長が特に必要と認める場合を除く。）

(5) その他町長が適当でないと認める団体等

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、次の各号いずれかに該当する事業とする。

- (1) 補助対象者が町内に所有する施設に防犯カメラを設置するもの
- (2) 補助対象者が町内に所有する施設周辺の電柱又は類似の施設に、使用許可等の所定の手続きを経て防犯カメラを設置するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体等が実施する他の制度による補助金を受けて行う事業は補助対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次に掲げる防犯カメラの設置に必要な経費とする。

- (1) 防犯カメラ及び画像データ保存装置等防犯カメラと一体的に機能する機器（以下「防犯カメラ等」という。）の購入費
- (2) 防犯カメラ等設置工事費（既存設備の撤去又は移設に要する費用は除く。）
- (3) 防犯カメラ設置の表示に係る費用
- (4) 前項に掲げるもののほか、防犯カメラの設置に必要な費用
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。
 - (1) 保守点検その他維持管理にかかる費用
 - (2) 画像データを保存又は視聴するためのパソコン、スマートフォン、タブレットの購入費
 - (3) その他、町長が適用でないと認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その限度額は、30万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、波佐見町防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第8条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、波佐見町防犯カメラ補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付すべきでないと認めたときは、波佐見町防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に当たり、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 長崎県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守すること
- (2) その他補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める条件

(変更等の承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該申請の内容を変更し（第3項に定める軽微な変更は除く。）、又は補助事業を中止しようとするときは、波佐見町防犯カメラ設置補助金変更・中止承認申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、波佐見町防犯カメラ設置補助金変更・中止承認書（様式第8号）により、適當でないと認めたときは、波佐見町防犯カメラ設置補助金変更・中止不承認通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。

3 第1項に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれにも該当する変更とする。ただし、補助対象事業の内容を大幅に変更しないものに限る。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の3に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日までに、波佐見町防犯カメラ設置補助金実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め

たときは、補助金の額を確定し、波佐見町防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第12号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により通知を受けた者は、速やかに波佐見町防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。